

**令和4年度第2回
沖縄県国営沖縄記念公園内施設(海洋博覧会地区施設)に係る
指定管理者制度運用委員会 議事録**

■日 時：令和4年7月15日(金) 13:00~14:25

■場 所：沖縄県庁 (Zoomによるオンライン開催)

■出席者：委員6名

| 氏名 | 現所属職 | 専門分野 |
|----------------|--------------------------|---------------|
| 荒井 一利 (委員長) | 鴨川シーワールド国際海洋生物研究所 所長 | 水族館経営 |
| 小山 岳史 | 小山岳史公認会計士事務所 | 財務 |
| 竹村 明洋 | 国立大学法人琉球大学理学部 教授 | サンゴ礁生物 |
| 東 良和 | 一般社団法人日本旅行業協会 理事 | ホスピタリティマネジメント |
| 平野 典男 | 国立大学法人琉球大学 名誉教授 | 経営学 |
| 吉岡 基 | 国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科 教授 | 鯨類 |

※欠席：今井秀行 (琉球大学理学部准教授)

事務局 沖縄県都市公園課、指定管理者、(一社)日本公園緑地協会 (業務受託者)

■議事次第：

- 1 開会
- 2 開会挨拶 (沖縄県土木建築部都市公園課)
- 3 委員会設置要綱の説明
- 4 議事
令和3年度指定管理者モニタリング実施結果の検証について
- 5 連絡事項
- 6 閉会

■議事概要： ○：委員、▲：事務局

○：現地確認については、何名くらいの体制で、どのような確認をしているのか。また現地確認以外にどのような確認作業を行っているのか。

金銭管理について、口座は県の口座があって、それを指定管理者が預かる形になっているのか。

修繕費用の捻出が課題になっているとの報告があったが、そのための口座が準備されているのか。また大規模修繕費用の責任は、だれが負っているのか。

▲：県2名、委託業者6名で、現場と本部それぞれ1日ずつの現地確認を行っている。また月報については、毎日の日報を集計したものを月報として受け取り、疑義等あればヒアリングを

行っている。大規模修繕完了後は都度、県職員が現地確認している。

口座については、指定管理者が指定管理業務のための口座を設けて区分経理を行っている。

大規模修繕については、県で基金をつくり、指定管理者から納付された大規模修繕費用を基金に積み立てており、実績に応じて取り崩して支払っている。

- ：今年になってオミクロン株が主流になってからは対策が変わってきている。例えば、ハンドドライヤーなども使えるようになってきているが、県からは指定管理者に対して対策を都度見直すことを指導しているのか。それをしないと、対策の内容が積み重なってしまい、不要な対策をやめるタイミングを逸してしまう。
- ▲：県としては、対策本部により感染状況の変化によって対策を講じており、その情報を指定管理者に提供するようにしている。
- ▲：水族館として、独自に沖縄県参与である中部病院の高山義浩医師に現地指導に来ていただいて、客観的な意見をもらいながら改善、見直しをしている。オミクロン株が主流になってからも基本的な対策に変更はないが、現地に応じた対策をとっている。例えば、館内の拭き取りなどは減らし、換気を一層充実させるような変更を行っている。
- ：水族館が高山参与の協力を得て適切に取り組んでいることはわかったが、県が指定管理施設全体に対して統一的な方針を示し、指示を出すべきだと思う。そうでなければ、これから徐々に対策を緩和していく時に、施設ごとのばらつきが出てしまうことを懸念する。
- ▲：県では、国の方針、対策本部の方針を各施設に示すようにしているが、水族館は閉じた施設で、観光客も多いため、徹底した対策を行っている。他施設が同じ対策をとるのは難しいが、例示していくようなこともしたい。
- ：水族館の対策が、県の示した方針や基準以上に頑張っている場合、それを「良好に実施している」だけの評価としているが、もっと上の評価はあるのか。指定管理者が、県の基準を下回るような対策を打ち出してくる場合、県はそれを止めるのか。
- ▲：今回は計画の中でもコロナ対策をおこなうことを位置づけているため、それが十分にできていけば、このような評価になる。しかし県としてはしっかりやっただいてほしいということとは認識しており、県議会などでも説明している。現在、水族館が積極的に感染対策行っており、県の基準以上の取組については施設に必要な対策として良としている。緩める場合は、根拠があれば県の方針から逸脱しないような形で調整しながら了解することもあるかと思う。
- ：仕様書で「区分経理」が求められているが、それについてのモニタリングを行っているのか。また、その結果はモニタリングシートのどこに書かれているのか。指定管理料の算定方法について教えて欲しい。指定管理料は、休館に対する補償という理解で良いのか。
- ▲：区分経理の確認については、水族館の口座の入出金状況を確認して、事業報告にないものが含まれていないかなどをチェックしているが、シートに記載はしていない。指定管理料の算定については、令和2年度の休館状況を参考として、施設の維持に必要な管理運営経費を算定している。具体的には、休館していても支出が生じる動物飼育に係る費用

など必要額を算定している。

- ：区分経理の状況を確認されているのであれば、その結果を次年度からはモニタリングシートに記載して頂きたい。また、ヒアリングだけではなく、料金徴収フロー図を参考に、関連資料を確認した上で、料金収受が適切に行われていることを検証して頂きたい。最後に、厳しい環境の中、コストを抑えながら、様々な事業を実施している点は評価したい。
- ：評価の一部について、小項目はほとんどすべて「良好に実施されている」にも関わらず、全体の評価で「概ね良好」と記載されているところがあるが、「良好」と「概ね良好」の違いはどこにあるのか。そこに明確な差があるのなら教えていただきたい。
- ▲：コロナ禍のため、展示や解説業務で計画にあったものが実施できていないものがあり、100%計画を実施できたわけではないため、「概ね」としている。
- ：参考資料3の年度報告書のp41、「国事務所及び県から業務実施体制について点検を求められたときは、これに協力する」とあるが、本来は組織内部が常に点検するべきものではないのか。
評価の基準について、計画どおりに実施できたことを県としてどのように捉えるのか。企業であれば、計画通りにできるのは並で、それ以上できれば評価するという形になるが、その点を県はどのように考えるのか。変化が激しい時期に、計画通りに進めたから十分と評価するのが良いのだろうか。計画の通りやると非効率な場合もある。
- ▲：これは、突発的な事故などに対応して国や県が点検する場合に対応することを定めたものであるため、昨年度はそのような機会がなかったということの報告だと理解していただきたい。資料の表現方法については、次年度以降に工夫をしたい。
計画については、コロナ対策等のために計画そのものを随時見直しているが、それもこのモニタリング報告において実施できるよう工夫したい。
包括外部監査においても「計画変更に対する報告を含めるべき」との指摘を受けているため報告方法を考えていきたい。
- ：p26の総合評価シートの最上部に令和5年以降の目標値を示す欄があるが、これは何に使うのか。
- ▲：県の統一書式であり、本来ならここに目標値を記入するのだが、コロナ禍にあって目標値を定められないため“-”表記としている。